

## 総合体育館アリーナウォーキングラリーのお知らせ

冬場になると、外は寒く、足下が悪くなりますので運動不足になりがちです。体育協会ではウォーキング意欲の向上、健康の増進を目的とし、暖かいところで安全に運動ができ、体力を維持できるアリーナウォーキングラリーを行います。

また、参加者の歩いた歩行距離を事務局で管理し、期間終了時には歩行した距離に応じて、歩行距離認定書をお渡しいたします。

みなさまお誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。



- 実施期間 平成24年12月4日(火)～平成25年3月15日(金)
- 利用時間 午前9時～午後9時
- 休館日 月曜日  
年末年始(12月28日(金)～1月7日(月))  
※大会等でアリーナが一般使用できない場合もあります。詳しくは体育協会までお問い合わせ下さい。
- 参加料 無料  
(参加希望のかたは総合体育館事務室までお申し出ください)
- 場所 総合体育館アリーナジョギングコース(1周150m)

■詳しくは和寒町体育協会まで(TEL32-4470)

広報わづさむ  
お知らせ版

2012. 11. 20

NO. 108

## HIV 夜間検査の実施について

名寄保健所ではこれまで毎月2回定例のHIV(エイズウイルス)検査を行っていますが、この度12月の『世界エイズデー』にあわせて、下記の通りHIV夜間検査を実施することになりましたのでお知らせいたします。

- 日時 12月19日(水)午後5時～午後7時
- 検査費用 無料
- 注意事項 事前予約制 12月18日(火)までに電話でご予約ください  
(※予約なしでは受検できませんのでご注意ください)
- 実施場所 名寄保健所(上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室)  
〒096-0005 名寄市東5条南3丁目63番地38
- 予約・お問い合わせ先 名寄保健所健康推進課保健予防係  
電話 01654-3-3121(名寄保健所)  
01654-3-7711(名寄保健所エイズ専用電話)



■詳しくは名寄保健所健康推進課保健予防係(TEL01654-3-3121)  
または名寄保健所エイズ専用電話(TEL01654-3-7711)まで

## 交通事故の援護制度のお知らせ

交通事故被害世帯のかたに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

### 交通遺児等育成資金貸付(無利子)

自動車事故により保護者のかたが亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様(中学卒業まで)に1人につき最初一時金155,000円、以後月額20,000円、小・中学校入学時に入学支度金4万4,000円を貸付。

### 重度後遺障害者介護料支給

自動車事故により、脳、脊髄、または胸部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とするかたで一定の要件に該当するかたに月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給。(「短期入院」費用があれば別途支給)



■詳しくは独立行政法人 自動車事故対策機構旭川支所まで(TEL0166-40-0111)



## アライグマ対策講習会を受講しませんか

近年、北海道で増え続けているアライグマは、農作物から野鳥の卵まで食べつくしてしまう厄介者で、防除が必要な「特定外来生物」に指定されています。

昨年度北海道では、約 6400 頭が捕獲されており、当町では昨年度 3 頭、本年度も 3 頭が捕獲されています。近隣市町村でも年々捕獲頭数が増え農作物被害も拡大しており、農作物や地域の自然を未然に防ぐ取り組みが必要になっています。

講習会では、アライグマの生態や箱ワナの設置方法等について説明し、講習会受講者は防除従事者として箱ワナの設置をすることができるようになります。

講習会は各種農業団体や地域の会合などでも、ご連絡をいただければお伺いし開催いたしますので、お問い合わせをお待ちしております。

アライグマ	特徴	タヌキ
	耳	
ふちが白い	ヒゲ	ふちが黒い
白い	しっぽ	黒い
フサフサしていて 黒いしま模様がある 黒くない	足	短くしま模様は無い
人の手形のような足あと	足あと	黒い
狂犬病やアライグマ回虫など人にうつると危険な病気を持っている可能性がある	その他	犬やキツネのような足あと
		ペアで行動することが多い

■詳しくは産業振興課畜産林政係まで(TEL32-2423)

## 登記相談事務の予約について

旭川地方法務局名寄支局における登記の申請に関する相談については、平成 25 年 1 月 4 日（金）から予約制（正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）となりますので、不動産登記（所有権移転・抵当権抹消登記等）および商業・法人登記（会社設立・役員変更登記等）の申請書の作成に関する相談をされるお客様は、事前に電話等により予約を取られるようお知らせします。

なお、予約されずに登記の相談をされる場合は、予約されているお客様を優先させていただきますので御理解願います。



■登記相談予約連絡は旭川地方法務局名寄支局まで(TEL01654-2-2449)

## 飲酒運転の根絶 ～飲みません 断る勇氣 誘わぬ礼儀～

◆飲酒運転の根絶！ 飲酒運転は絶対にしない、させない。

◆飲酒運転には厳しい処分が！

○酒酔い運転

・違反点数 35 点 欠格期間 3 年の免許取消し（※） ・ 5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

○酒気帯び運転（呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上）

・違反点数 25 点 欠格期間 2 年の免許取消し（※） ・ 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

○酒気帯び運転（呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満）

・違反点数 13 点 免許停止 90 日（※） ・ 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

※前歴及びその他の累積点数がない場合

◆お酒に強い・弱いに関係なくアルコールによる影響が！

○脳への影響 ・ 注意力の低下 ・ 情報処理能力の低下 ・ 判断力の低下

○運転への影響 ・ 発見の遅れ ・ 反応の遅れ ・ 操作の遅れ

死亡事故率 8.7 倍（飲酒なしと比較した場合）

◆「ハンドルキーパー運動」にご協力ください！

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。



■詳しくは総務課生活安全係(TEL32-2421)